

『文芸かわじま』第36号 作品募集要項

1 趣 旨 広く町内の文芸創作活動を促し、その作品を町民に提供することにより、豊かな人間性を培うとともに、地域文化の普及向上を図る。

2 編集・発行 編集:『文芸かわじま』編集委員会 発行:川島町教育委員会

3 募集部門並びに制限

(1) 部 門

① 小 説	教育委員会所定の原稿用紙 18枚以内 ※歴史小説・童話・民話を含む
② 随 筆	教育委員会所定の原稿用紙 8枚以内
※小説及び随筆は、1名1編限りとし、表記は現代かなづかいで記入してください。 ※教育委員会所定の原稿用紙は、23文字×21行です。(パソコン等推奨)	

③ 詩	自由詩、歌謡、童謡詩など。ただし、漢詩、都々逸等を除く。 1編の長さ30行以内で2編以内(1編ごとに別とじ)
④ 短 歌	5首
⑤ 俳 句	5句
⑥ 川 柳	5句
※短歌・俳句部門は、旧かな・新かなづかいの区別を必ず明記してください。 ※詩、短歌、俳句、川柳は、400字詰原稿用紙を使用してください。(パソコン等推奨)	

(2) 制 限

- ① 応募作品は、創作で未発表のものに限ります。人工知能(AI)による作品は受け付けません。
- ② 川島町に在住または在勤者の作品であること(16歳以上の方)。
- ③ 募集部門への投稿は、1人2部門までとします。



4 応募上の注意

- (1) 原稿の書き方は別紙の応募様式にしたがい、必ず部門名、表題、氏名(ふりがな)、年齢、性別、住所、電話番号を明記する。ペンネームを用いる場合はその下に()書きで本名を記入してください。
- (2) 応募票は、作品ごとに添付してください。
- (3) 応募作品は、原稿用紙のます目どおりに正しく楷書でペン書きしてください。
- (4) 応募票、原稿用紙(Word版)は、生涯学習課の窓口または、川島町ホームページからダウンロードできます。
- (5) インターネットでの投稿もできます。下記のメールアドレスにお送りください。その際、ファイル名を『文芸かわじま』第36号 応募作品 氏名〇〇〇〇」と記入し、応募票と作品を送付してください。
- (6) パソコン等で原稿作成の場合は、A4版を横にし、14ポイントで、20文字×20行(小説・随筆の場合は、23文字×21行)縦書きにしてください。【メールアドレス syougai@town.kawajima.saitama.jp】
- (7) 著作物(インターネット等含む)から法的基準を満たさないで引用等すると、著作権侵害となります。原稿作成の際は十分に注意してください。不明な点がありましたら、生涯学習課までご連絡ください。
- (8) 郵送等で応募の場合は、作品を封筒に入れ、封筒の表に『文芸かわじま』第36号応募作品」と朱書きしてください。
- (9) 応募作品は、一切返却しませんので、必要な場合は写しをとっておいてください。

5 募集期間 令和8年7月4日(土)から令和8年8月31日(月)まで

6 応募先 〒350-0192 川島町大字下八ツ林870-1 川島町教育委員会 生涯学習課

7 選 考 応募作品は、教育委員会が委嘱する文芸かわじま編集委員により選考のうえ、誌上に掲載します。ただし、文章表現やかなづかいなどで、作者の意図を尊重しつつ補筆等することがあります。

8 その他

- (1) 表紙・グラビア・各部門の挿絵は、町中央文化展等に出品された作品の中から編集委員会で選考し、採用します。
- (2) 『文芸かわじま』の創刊号から第35号(既刊書)が、役場・活動センターイースト(旧コミュニティセンター)・イーストみらい(旧三保谷公民館)・町立図書館・活動センターウェスト(旧フラットピア)・ウェストきずな(旧伊草公民館)等にありますので参考にしてください。
- (3) 掲載者全員に、『文芸かわじま』第36号を刊行時1冊贈呈します。 発行予定 令和9年3月
- (4) 募集についてのお問い合わせは、川島町教育委員会生涯学習課(電話049-299-1711)までお願いします。

基準

下記の5点がすべてクリアされていること

- 1 引用される著作物が公表されていること
- 2 引用部分と自分の著作物とが明瞭に区別されていること
- 3 自分の文章と引用文との間に主従関係があること
- 4 報道、批評、研究など正当な目的があること
- 5 出所の明示（〇〇〇より引用）